

2011年2月23日

放送倫理・番組向上機構（BPO）
放送倫理検証委員会御中

信越放送株式会社

「参議院議員選挙報道」後の取り組み状況についての報告書

放送倫理・番組向上機構（BPO）が2010年12月2日に公表した放送倫理検証委員会決定第9号「参議院議員選挙にかかわる4番組についての意見」で、当社のニュース番組「SBCニュースワイド」が対象となりました。

当社では、以下の対応と取り組みを行っておりますことを、ご報告致します。

I 委員会決定後の対応について

当社では、貴委員会の決定を受けて、「BPO・放送倫理検証委員会の意見書を、重く受け止めております。今回の選挙報道については、社としても独自に検証しておりますが、BPOの意見を真摯に受け止めて、さらに論議を深め、公平・公正な選挙報道により一層努めることによって、県民の期待と信頼に応えていく所存であります」とのコメントを、公表しました。

また決定内容については、当社のラジオニュース番組「SBCニュースウェーブ」（午後5時50分～）とテレビニュース番組「SBCニュースワイド」（午後6時15分～）で、放送しました。さらに当社のホームページにも、決定内容と当社のコメントを掲載しました。

II 社内での報告と周知及び問題の共有化について

貴委員会の意見内容については、通知当日午後3時から、本社の役員と管理職社員を集めて、担当役員が直接説明しました。この説明の様子は社内LANを使って、長野県内外の7支社局の管理職社員にライブ配信しました。引き続き局会や部会を開催して、役員や管理職社員が一般社員に直接説明するとともに、貴委員会の意見内容と社のコメントを社内LANの掲示板に掲載して、社内での周知徹底と問題の共有化を図りました。

翌日には、社内の放送倫理委員会を開催し、意見内容を踏まえて、引き続き独自に検証していくことを確認しました。

今回の件は、重要かつ喫緊のテーマであり、報道現場にとどまらず全社的な検討課題と認識しています。そこで、取締役会や局長会、部長会などでも、折に触れて取り上げ、より公平・公正な選挙報道に向けて、社を挙げて取り組んでいます。

Ⅲ 社独自の検証について

(1) 今回の報道の経緯

当社では、今回の件についてBPOに意見が寄せられた2010年7月9日以降、社として独自に検証を進めてきました。

まず、今回の報道の経緯について、まとめておきます。

今回指摘を受けたニュースは、2010年7月8日「SBCニュースワイド」(午後6時15分～55分)で放送した「選択の夏再び～比例代表の選挙戦」(4分30秒)です。このニュースは、仕組みが複雑で有権者には分かりにくいとされる「参議院議員選挙非拘束名簿式比例代表制」について、視聴者＝有権者に理解を深めてもらおうと企画したものです。

報道部の企画段階の打ち合わせでは、「制度について伝える意義はあるが、186人の候補者と12の政党・政治団体への公平・公正性をいかに担保するか」という点がテーマになりました。

公平性については、

- ・「選挙の仕組みを伝えることに主眼を置き、その例示として県関係候補の戦術を伝えてはどうか」
- ・「政党名でも投票できることを明示しておけば、有権者の判断を歪めることはないのではないか」

との意見が大勢を占めました。

この結果、「より具体的な選挙戦を通じて伝えるほうが、制度についての理解をより深めてもらうことができるうえ、ローカル局＝地域放送としての役割も果たせる」との判断に至り、長野県関係の候補の選挙戦を紹介する手法を採用しました。

長野県関係の候補については、長野県内に在住もしくは党県連に所属している者との定義で、3政党の4人を選びました。

(2) 放送倫理委員会

当社の放送倫理委員会は、放送倫理の確立と向上を図ることを目的に、テレビとラジオの編成、業務、報道、制作などの関係部局の責任者12人で構成しています。今回の件については、貴委員会の審議と平行する形で、合わせて5回開催しました。

これまでの議論では、「複雑な選挙の仕組みを理解してもらおうという狙いは妥当」とする意見が多かったものの、報道手法については、「公平・公正性への配慮が不十分だった」という声が上がりました。

また、放送が投開票日の3日前だった点についても、「投票行動への影響を考慮して、慎重に放送日を決めるべきだった」との指摘がありました。

一方で、「長野県に関係する候補者や、どんな政党が名を連ねているのかを知りたいという有権者の関心があることも事実である。ローカル局として、それにどう応えるか模索すべきだ」という意見が、多く出されました。

(3) 番組審議会

信越放送番組審議会は、放送番組の適正と改善向上を目的に、委員11人で構成しています。今回の件については、折に触れて報告し、委員の意見を聴いています。

2010年9月28日開催の第509回番組審議会では、企画立案から取材・放送、BPOの審議に至る一連の経緯を説明して、今回の企画ニュースを視聴してもらいました。

委員からは

- ・「選挙制度を分かりやすく解説したいという意図は理解できるが、
”ニュースに登場した4人にしか投票できない」と誤解されかねない点が問題である」
 - ・「地域放送の役割を考えると、取り上げる候補を絞り込んで伝えるという手法は、一概に否定されるべきではないのではないか」
 - ・「全国186人の候補の誰にでも投票でき、12のどの政党名でも投票できることを、しっかりコメントしていればよかった」
 - ・「新聞など活字メディアに比べてテレビはインパクトが強いので、その点を十分配慮すべきだ」
- などの意見が出されました。

また、「公平性を重んじなければならない放送局として、選挙報道にあたっては、これまで以上に慎重に番組作りをしてほしい」との要望が述べられました。

10月26日開催の第510回番組審議会では、「BPO報告No.89」を配布して、今回の件が貴委員会で審議されていることを、報告しました。

2011年2月22日開催の第512回番組審議会では、貴委員会の意見内容と、社の対応と取り組みについて報告しました。

委員からは

- ・「参院選比例代表が、長野県内でどう戦われているのかを報道するのは、ジャーナリズムの本分である。公平・公正性を保ちながら、地域の視点で、地域の候補を分かりやすく報道する手法はないものか」
 - ・「メディアにとっては重い課題で、難しいテーマだが、意見書を受けた後、社内では真摯に論議されていると感じた」
 - ・「選挙報道では、完全な公平性はなかなか難しいので、公正に近い近似値を限りなく求めていくという作業しかないと思う。臆することなく、可能な限りチャレンジして欲しい」
- などの意見が出されました。

なお、番組審議会の審議内容については、当社のホームページや自社検証番組「SBCふれ愛センター～視聴者とともに～」(テレビは年12回、ラジオは年4回放送)で、公開しています。

IV 再発防止に向けた取り組みについて

(1) 放送倫理について研修会

当社としては、まず放送倫理について全社的に再認識することが重要と判断し、通知から間もない12月13日、研修会を本社で開催しました。

講師は、今回の件を担当した貴委員会の調査役をお願いして、意見内容のより詳細な解説のほか、貴委員会で討議された地方局制作番組の具体例などを紹介してもらい、放送倫理についての認識を深めました。

受講者は、役員・社員合わせて約60人で、業務で参加できなかった本社や支社局の社員には、研修内容のレジュメと関連資料を配布して、周知を図りました。

研修会では、まず、BPOについて、「放送界の第三者機関で、言論・表現の自由を守り、各局の自主・自律を支援するのが理念であること」、「BPOが生まれた背景にはメディアへの規制の動きがあり、外部の介入や権力の干渉・圧力に対抗する役割を担った自主的な組織であること」などの説明がありました。

また、意見書で当社を含む4番組を一括して取り上げることになった理由について、「このままでは将来制作される番組で、選挙の公平・公正性に関して、深刻な問題が生じることが危惧されるため、報道やバラエティーといった分野を問わずすべての放送関係者に、改めて選挙にかかわる番組制作・放送における公平・公正性を徹底して欲しい」との考えに基づいていることや、ローカル局が初めて審議の対象となったことも、説明されました。

そのうえで、今回の件について、「選挙報道で特定の担当者へのお任せ感があったのではないか、選挙企画にあたって十分な議論がなされたのか、根本の議論がなされていれば問題は起きなかったはず」との指摘がありました。

研修会後に実施したアンケートでは、

- ・「BPOの役割や重要性が再認識できた」
- ・「報道・言論機関に籍を置く者として、身の引き締まる思いがした」
- ・「適切な報道とは何か、視聴者に対する責務を考えて、向き合っていくことの重要性を感じた。今後の業務に生かしたいと思う」
- ・「選挙報道でローカル局の責任をどう果たしていくのか、十分な議論が必要だ」
- ・「立候補者は多いが、事実上の一騎打ちといった選挙の場合はどう報道するのか、事前にルールを作っておかなければならない」

などの意見が寄せられました。

このほか、

- ・「いわゆるタレント候補ばかりを連日取り上げているワイドショーや、全国ネットの選挙報道はなぜ問題視されないのか」
- ・「視聴者から指摘がないと、審議・審理の対象にならないのだろうか」

といった声もありました。

(2) 情報センター報道部の取り組み

< i > 今回の報道について意見交換

情報センター報道部では、「SBCニュースワイド」(月曜日～金曜日放送)の打ち合わせや反省会、毎週開催しているニュースの企画会議、部会などの場で、今回の件について繰り返し取り上げました。

また、年明けの1月14日、部長・デスク・選挙担当記者を中心にして、選挙報道の在り方についての勉強会を開催するなど、活発な意見交換をしました。

当社の報道について貴委員会は、「ローカル局が放送区域の視聴者が関心を抱く問題を取り上げて伝えることには意味があり、選挙制度への理解と選挙への関心を高めてもらおうという企画意図自体は、意欲的なものだった」としながらも、「非拘束名簿式の投票方法を視聴者に分かりやすく伝えることに集中するあまり、選挙制度自体を正しく理解して放送することを怠った」と指摘しています。

そして、「制度上あり得ない長野県という区切りを設定し、限られた候補者のみを取り上げて放送したことにより、候補者や政党・政治団体の間で明らかに政治的に不公平な取り扱いをする結果を招いた」との判断を示しています。

このため、勉強会では改めて、2000年施行の「参議院議員選挙非拘束名簿式比例代表制」について、資料を基に理解を深めたうえで、今回の報道のどこに問題があったのか、今後どうするべきかを議論しました。

議論の中では、

- ・「報道の役割からすると、制度の説明は必要であったが、もっと公平・公正性を考慮すべきだった」
 - ・「判断を迷うケースでは、より多数の者が加わって、議論する必要がある」
 - ・「選挙は民主主義の根幹を成すので、企画段階から慎重に検討すべきだった」
- との反省・指摘がありました。

今後の報道の在り方については、

- ・「ローカル局は、参議院比例代表選挙に、どう取り組んだら良いのか悩む」
 - ・「非拘束名簿式の投票方法を、いわゆるフィルター映像ではなく、具体的な選挙戦を通じて、分かりやすく説明する手法はないのか」
 - ・「例えば候補者全員の名前を字幕で紹介し、特定候補についてのみ言及・紹介する手法で、公平・公正性を確保したことになるのか」
- といった戸惑いの声も出されました。

一方で、

- ・「ローカル局の役割として、参議院比例代表選挙についても、公平・公正に報道する必要がある」

- ・「正解が容易に見つからないテーマだが、難問だからと言って及び腰になったり、報道しなくなったりする姿勢はおかしい」
 - ・「民主主義の根幹である選挙制度を、視聴者に分かりやすく伝える手法を模索しなければならない」
- など、前向きな報道姿勢を求める意見もありました。

意見交換を重ねた結果、

- ・「BPOの審議対象になる、ならないにかかわらず、選挙報道にあたっては、慎重かつ多角的な検討が必要だ」
- ・「企画段階から十分に議論し、公平・公正性について、何重にもチェックすべき」との認識で一致しました。

< ii > 今後の選挙報道にあたって

当社では、「放送基準」（2004年6月1日改正施行）に基づいて、具体的な選挙報道の方法を記した「選挙放送マニュアル」を2009年10月に改訂し、報道指針の一つとしています。

この選挙放送マニュアルでは、公平な選挙報道の観点から、立候補予定者の番組・CM出演については一定期間制限する、この制限期間外でも出演を認めないこともあることなどを、定めています。

報道部では、長野県議会議員選挙をはじめとする統一地方選挙が4月に迫っていることから、「公正・公平な選挙は民主主義の根幹である」ことを十分認識したうえで、マニュアルを遵守して、選挙報道に積極的に取り組む方針を確認しました。

参議院比例代表選挙に関しては、「今後も機に応じて積極的に報道すべきであり、今回の件を教訓に、公平性と公正性を確保した報道手法を模索していく」という基本姿勢を共有しました。

今後の選挙報道にあたっては、部長、担当デスク、担当記者を中心に、企画立案段階から、より活発に意見交換する場を設けるなどして、踏み込んだ議論と検討を重ねることにしています。また、取材・編集・放送の各段階で、決して特定の者に依存せず、複数のチェック機会を設けていくことにしています。

今後も、部会やニュースの企画会議などを通して、「不偏不党、公平・公正・公明な選挙報道」の実現を徹底していく考えです。

(3) 全社的な取り組み

「番組をめぐる放送局内の熱い議論、あるいは視聴者などとの日常的なキャッチボールの場が失われつつあるのではないか」、当社へヒアリングに訪れた貴委員会の委員の指摘です。

今回の教訓を生かすためには、全社的に、自由闊達に意見交換ができる環境づくりを進めることが、極めて重要だと考えています。

取締役会、局長会に加えて、各現場を統括するメンバーで構成する部長会で、ニュース・番組について日頃から忌憚なく意見を交わして、問題点を指摘したり、改善提案をしたりして、内容の向上に結び付けていきます。

また、番組審議会のほか、番組モニター（6人、毎月1回 テレビ番組2本、ラジオ番組1本について意見報告）といった既存の組織・制度を活用するなどして、視聴者・聴取者や有識者の声に真摯に耳を傾けることにしています。

V 公平・公正な選挙報道へ向けて

当社は、BPOの審議対象になった今回の件を契機に、「参議院比例代表選挙の適正な報道の在り方を確立する」という大きな課題に、改めて向き合うことになりました。

この課題について、研修会の講師を務められた調査役は、「公平・公正性を保つための決め手はない。各局で知恵を絞り、工夫して、チャレンジして欲しい」という委員会の見解を示しています。

全国規模の選挙報道にローカル局はどう取り組むべきか、公平・公正性を確保するために、具体的にどんな手法を取るべきか、これはおそらく、当社にとどまらず、ローカル局共通のテーマであるでしょう。それだけに、放送局の系列を越えた論議が、あるいは必要かもしれません。

貴委員会の意見書は、「報道の委縮による被害者が、視聴者・有権者・市民であり、民主主義それ自体であることは言うまでもないことだからである」と結んでいます。当社としては、ローカル局の役割を果たすために、報道機関として自らを律しつつも、決して萎縮することなく、選挙報道には引き続き意欲的に取り組んでいきます。

4月には、長野県議会議員選挙をはじめとする統一地方選挙が行われます。さらに論議を深め、公平・公正な選挙報道により一層努めることによって、県民の期待と信頼に応えていく決意です。

以上、ご報告させていただきました。